

令和3年度御殿場市生活困窮者自立支援事業に
係る就労支援業務受託者募集要項

令和3年2月

御殿場市社会福祉課

目 次

1	募集の趣旨	1
2	事業の概要	1
3	市と受託者の役割分担	1
4	応募の方法	2
	(1) 応募資格	
	(2) 提出物	
	(3) 応募期限	
	(4) 提出先	
5	受託者の決定	3
6	その他	3
7	問い合わせ先	3
8	資料	別紙
	(1) 令和3年度御殿場市生活困窮者自立相談支援事業に係る就労支援業務 審査項目	

1 募集の趣旨

本事業は市内において複合的な課題を抱える生活困窮者（以下「支援対象者」という。）またはその保護者等に対し、就労に向けた必要な情報提供及び助言等の各種支援を実施することで、支援対象者が困窮状態から早期に脱却し、再び困窮状態とならないよう自立の促進を図るものです。

事業の円滑な実施のため、専門の職員（以下「支援員」という。）による各種相談・就労支援業務を行う企業を募集することといたします。

2 事業の概要

- (1) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (2) 概算委託料 約6,250,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (3) 内 容

ア 就労支援業務

- ・日常生活自立支援に関すること。
- ・社会生活自立支援に関すること。
- ・就労意欲の喚起に関すること。
- ・その他の就労支援に関すること。

イ 窓口相談受付及び伴走支援

- ・市が指定する日に開設する窓口相談に関すること。
- ・関係機関への案内及び同行に関すること。
- ・電話での窓口相談予約受付に関すること。

ウ 事業の周知、広報

エ 市への報告

- (4) 人員 支援員の人員配置は、以下の通りとします。

主任相談支援員	1人
相談支援員	1人以上
就労支援員	1人以上

- (5) 委託料の支払い 委託料の支払いは、発注者と受注者の協議の上定めるものとします。

3 市と受託者の役割分担

市と受託者の役割分担のイメージは、おおむね次のように考えてください。ただし、受託者との協議により、調整させていただく部分があります。

(1) 受託者が行う業務

- ・ 支援対象者及びその保護者等からの相談受付、助言
- ・ 個別ケースに対応した適切な就労支援の提供
- ・ 市役所での窓口相談（毎週水曜日）とその予約受付
- ・ 関係機関への案内及び同行
- ・ 相談・支援業務についての周知、広報
- ・ 事業の実施に必要な規定、計画の策定
- ・ 事業の成果測定に必要な資料の収集・作成
- ・ 就労意欲を喚起する各種支援の実施
- ・ 報告書の作成、支援の進捗状況の把握と報告

(2) 市が行う業務

- ・ 窓口相談の会場設定
- ・ 受託者からの報告のとりまとめ

4 応募の方法

(1) 応募資格

下記の①・②両方の資格を有する者が応募をすることができます。

- ① 御殿場市が実施する入札に参加資格を有している企業・団体であること。
- ② 業務を遂行するにあたり十分なノウハウを有する企業・団体であること。
また配置する支援員が次のいずれかに該当する者であること。

ア 社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者。

イ 人事・労務管理やキャリア・コンサルティング等について一定の資格
または実務経験を有する者

(2) 提出物（各1部）

ア 会社案内パンフレット（12部）

イ 企画書（様式自由）（12部）

※別紙審査項目により審査を行うため、審査基準に基づいた内容の企画書を作成してください。

※再委託を予定する場合は、当該再委託先についても記入してください。

※令和3年3月12日（金）15時～（予定）、企画案についてのプレゼンテーション（説明時間15分）をお願いします。ただし、応募者多数の場合は、事前に書類審査によってプレゼンテーションに進む者を選定します。

※企画書作成等応募に係る費用は応募者の負担とします。なお提出された企画書は返却しません。

ウ 見積書（1部）

※見積書（P4）に記載する金額は、2（2）概算委託料に対応する金額とします。

エ 類似業務について実績があればその報告書（12部）

オ 直近の納税証明書（事業所所在地の市町村税）（1部）

※御殿場市で証明書を発行する場合は、「滞納のない証明書」。

(3) 応募期限

令和3年3月9日(火) 正午(必着)

(4) 提出先

御殿場市役所健康福祉部社会福祉課

〒412-8601 御殿場市萩原483番地 東館1階

電話：0550-82-4239 FAX：0550-84-1046

E-mail：fukushi@city.gotemba.lg.jp

提出書類は窓口を持参し、提出してください。

5 受託者の決定

提出された資料の内容を、別紙1の審査項目に基づき、選定審査会で総合的に検討し、委託者を選定します。選考結果は後日書面にて申込者全員に通知します。なお審査の内容、選考結果は非公表とします。

6 その他

事業の実施に際して必要な各種業務について、可能な限り、御殿場市内の業者への発注に配慮してください。

7 問い合わせ先

4（4）提出先に同じ。

見 積 書

業務名 令和3年度御殿場市生活困窮者自立支援事業に係る就労支援業務

上記の業務を、下記の金額で請け負いたいので、申し込みます。

見積金額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和 年 月 日

発注者

御殿場市長 若林 洋平 様

住 所

見積者 商号又は名称

氏 名

(法人にあつては代表者氏名)

令和 3 年度御殿場市生活困窮者自立相談支援事業に係る就労支援業務
審査項目

審査項目	項目
1 受託者としての資 質、適性に関する事項	ア 本事業を遂行する能力のある業者か、又は適切な再委託先を確保できるか。
	イ 類似業務についての実績は豊富か。
	ウ 本業務に際し、必要な人員体制が確保できるか。
2 就労支援業務に関 すること	ア 各関係機関と密な連携を取れる体制にあるか。
	イ 専門的な知識や深い見識を有する支援員を配置できるか。
	ウ 就労意欲を喚起する支援事業を推進できるか。
	エ 事業内容に合致する具体的な事業が期待できるか。
3 相談受付及び伴走 支援に関すること	ア 独自のネットワーク等を持ち、就労体験等を支援対象者に提供できるか。
	イ 市内企業との連携を図ることができるか。
	ウ 就労後も支援対象者の安定的な就労を支援することができるか。
	エ 事業内容に合致する具体的な事業が期待できるか。
4 事業経費に関する 項目	ア 予算案に見合う見積もりか。
5 その他審査項目	ア 相談内容等個人情報に関するものを適切に取り扱うことができるか。
	イ その他特筆すべきものがあるか。